

# 海洋汚染防止のための構造 及び設備規則

規  
則

**2009年 第1回 一部改正**

2009年10月30日 規則 第35号

2009年6月24日 技術委員会 審議

2009年7月28日 理事会 承認

2009年10月23日 国土交通大臣 認可

2009年10月30日 規則第35号  
海洋汚染防止のための構造及び設備規則の一部を改正する規則

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

改正その1

### 3 編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備

#### 3 章 ばら積みの油による海洋汚染防止のための構造及び設備

##### 3.2 船体構造

###### 3.2.2 区画及び復原性（附属書 I 第 27 規則及び第 28 規則関連）

-6.を次のように改める。

-6. 載荷重量 5,000 トン以上の油タンカーにあっては、液体移送操作中の復原性が最悪と想定される積載状態においても、次に掲げる非損傷時復原性要件を満たさなければならない。なお、液体移送操作とは、貨物油の荷役、瀬取り、バラストの注排水・交換及びタンクの洗浄等、本船に積載された液体の移送操作をいう。ただし、片舷のタンク全てを満載状態又は半載状態かつ、もう片舷のタンク全てを空倉状態とするような極端な液体移送操作を行うことは前提としない。

- (1) 港湾外では、**鋼船規則 U 編 2.2.1-1.(1)**の要件を満足すること。
- (2) 港湾内では、初期メタセンタ高さ  $G_0M$  は、0.15m 以上であること。

#### 附 則（改正その1）

1. この規則は、2009年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

## 7 編 船舶からの汚水による汚染の防止のための設備

### 2 章 船舶からの汚水による汚染の防止のための設備

#### 2.1 一般

2.1.1.を次のように改める。

##### 2.1.1 適用

~~1~~ 本章の規定は、国際航海に従事する次の船舶に適用する。

- (1) 総トン数 400 トン以上の新船
- (2) 総トン数 400 トン未満の新船のうち最大搭載人員が 15 人を超えるもの
- (3) 2008 年 9 月 27 日における総トン数 400 トン以上の現存船
- (4) 2008 年 9 月 27 日における総トン数 400 トン未満の現存船のうち最大搭載人員が 15 人を超えるもの。

~~2. 前 1.にかかわらず、附属書 IV の締約国であって IMO 決議 MEPC.88(44)に従わず、改正前の同附属書による規制を行う外国の内水、領海又は排他的経済水域を航行する次に掲げる国際航海に従事する船舶については、本章の規定に加えて、本会が別に定める要件を適用する~~

- ~~(1) 総トン数 200 トン以上の新船~~
- ~~(2) 総トン数 200 トン未満の新船のうち最大搭載人員が 10 人を超えるもの~~

#### 附 則 (改正その 2)

1. この規則は、2009 年 10 月 30 日から施行する。

---

# 海洋汚染防止のための構造及び設備 規則検査要領

要  
領

2009年 第2回 一部改正

2009年10月30日 達 第54号

2009年6月24日 技術委員会 審議

2009年10月30日 達 第54号

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領の一部を改正する達

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## 7 編 船舶からの汚水による汚染の防止のための設備

### 2 章 船舶からの汚水による汚染の防止のための設備

2.1 を削る。

#### ~~2.1 一般~~

##### ~~2.1.1 適用~~

~~規則 7 編 2.1.1-2. にいう「本会が別に定める要件」とは次のものをいう。~~

~~(1) 規則 7 編 1.1.2(3) に定める汚水として、便所用排水口からの排水を加える。~~

~~(2) 規則 7 編 2.2.1(1)(b) 中の「3 海里」を「4 海里」と読み替えて当該規定を適用する。~~

#### 2.2 設備の設置要件

##### 2.2.1 汚水による汚染防止のための設備

-1. を次のように改める。

-1. 規則 7 編 2.2.1(1)(a) にいう「本会が適当と認める汚水浄化装置」とは次に適合するものをいう。

(1) *IMO Res. MEPC.159(55)* の規定に適合するもので、日本舶用品検定協会（以下、「*HK*」という。）の検査に合格したことを示す刻印（又はゴム印）及び国土交通大臣が交付した型式承認書の写しを有するもの。

(2) *IMO Res. MEPC.159(55)* の規定に関し、汚水浄化装置の搭載日については、2010 年 1 月 1 日前に建造開始段階にある船舶については、造船所への契約上の納入日（当該納入日が不明な場合には造船所への実際の納入日）とする。

(~~3~~) 下記の-4. 中の  $A$  及び  $N_p$  により算定される量の汚水を浄化できること。

#### 附 則

1. この達は、2009 年 10 月 30 日から施行する。